

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 8 月 19 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
法令事務支援システム保守管理運用業務委託及び賃借
- (2) 業務の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
契約日以降で京都府が指示する日

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部政策法務課
電話番号（075）414-4037
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和 7 年 8 月 19 日(火)から令和 7 年 8 月 27 日(水)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの交付期間に、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/info/joho-kojin/news/system2025.html>) からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 京都府が実施する競争入札の参加資格を有している者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）又は 4 の(5)の添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (4) 4 の(2)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 過去3年以内に国又は地方公共団体と直接締結した契約において1の(1)の業務と同種の法令データベースの保守管理運用業務委託及び賃借の実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

4 入札参加資格の認定手続

入札に参加を希望する者は、申請書を次のとおり提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書様式の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期間

令和7年8月19日(火)から令和7年8月27日(水)まで

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参の場合

(2)の提出期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 郵送の場合

郵便書留等の配達記録が残る方法により(2)の提出期間内に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、入札説明書で指示する資料を添付しなければならない。

(6) 資料等の提出

申請書及び(5)の添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札参加資格を有する者の名簿への登載

入札参加資格があると認定された者は、法令事務支援システムの保守管理運用業務委託及び賃借に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から令和7年9月30日までとする。

8 入札参加資格の承継

(1) 入札参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の資格を有しない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その入札参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、入札参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 入札参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に法令事務支援システムの保守管理運用業務委託及び賃借に係る業務を粗雑に行い、又はこれらの業務の内容等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により入札参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月5日（金）午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁旧本館1階 第1会議室

ウ 郵送による場合の入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

令和7年9月4日（木）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

郵便書留等の配達記録が残る方法により(ア)の提出期限までに必着のこと。

エ 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、法令事務支援システムの保守管理運用業務委託及び賃借に係る全期間の合計金額とし、一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等又は申請書等の記載事項を証明する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 入札書の提出期限までに入札書が到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した入札

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

11 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額を入札保証金として納付しなければならない。ただし、規則第 147 条第 2 項に該当する場合は、免除する。

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は、免除する。

14 その他

(1) 1 から 13 ままでに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。